

無国籍の子ども Q&A BOOK

外国籍の女性が
未婚で出産したとき
子どもの国籍は
どうなるの？

生まれたときに、
大使館に出生届を
出していないかも？

在留カードがあっても

国籍がない状態

「無国籍」

かもしれません！

お母さんの
国籍は分かるけど、
子どもの国籍を証明
する書類が
ないかも？

疑問に思ったら
まずはお気軽に
無料の相談窓口
まで

「令和2年度 東京都在住
外国人支援事業助成」
対象事業



国籍とは 個人が特定の国家に属し、その一国民であるという身分・資格のことです。出生によって、親の国籍を取得している場合でも、実際には届け出たり、登録していなければ、国民としての権利を行使できません。国籍取得手続きは、本人の意向を踏まえ、保護者、児童相談所、児童福祉施設、在日外国公館等と協力し、場合によっては、この種の問題に詳しい団体や専門家に相談しながら進めることが有益です。

Q.1

「無国籍」かどうかを確認するには？

A

下記チェック項目をご確認ください。

在留カードに国名が記載されていても、必ずしも国籍が取れているわけではありません！

1つもチェックがつかなかったら注意！

Check!

Check!

手元に子どもの旅券や、出身国が発行する子どもの証明書類等がありますか？

Check!

本国に出生届を出していますか？

Check!

大使館を訪問し、問い合わせしたことはありますか？

Check!

子どもの親の出身国の法律を確認しましたか？

(非嫡出子であることを理由に国籍を付与しない場合もあります)

これらの確認ができない・わからないという場合は

裏面の**無料相談窓口**までご相談ください。



ケーススタディ

相談例 1

問題 無国籍が理由で就職先が見つからない

当事者 児童養護施設で育ったAさん

相談者 市役所のケースワーカー職員

支援内容

Aさんの両親はタイ人ですが、母親は日本で出産後に所在不明となり、父親は強制送還されたため、Aさんは児童養護施設で育ちました。その間、国籍取得の手続きは行われず、施設退所後は無国籍を理由に就職先が見つかりませんでした。ISSJのソーシャルワーカーはAさんと面談し、タイ大使館での出生登録手続きに必要な書類収集を支援しました。

相談例 2

問題 無国籍状態

当事者 児童養護施設に入所しているBさん兄弟

相談者 児童養護施設の職員

支援内容

フィリピン人の両親を持つBさんたちは日本で生まれましたが、父親は刑務所で服役中、母親は大使館で出生登録の手続きをしないままフィリピンに帰国し、別の男性と生活を始めていました。そこで、フィリピン社会福祉開発省のソーシャルワーカーに母親を訪問してもらい、出生登録に必要な書類を揃える支援を依頼するとともにフィリピン大使館には、父親が収監されている刑務所を訪問してもらい、父親から出生登録書と認知宣誓供述書に署名を得て、Bさんたちの国籍取得ができるようにしました。

Q.2 「無国籍」でいることのリスクって？

A

「無国籍」とは、どの国からも国民として認められていないことです。

生涯にわたって不利益をこうむることになります。

つまり、どの国との間にも法的なつながりをもちません。すべての子どもは「出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利^{*}」があります。しかし、国籍がなく、公の証明書を持たない子どもたちは、基本的な人権が保障されず、大切な機会が奪われます。

※「子どもの権利条約」第7条1項

例えばこんな不利益があります

移動の
制限

パスポートが取得できない
海外渡航に制約がある

将来に
ついて

就職等で不利になる
婚姻届を出すときに支障が生じる

さらに当事者は
こんな悩みを
抱えています



自分のことを
まわりに知られる
のが怖い

無国籍だと、
自分に自信を
もてない。



体験談

児童養護施設スタッフさんから、
国籍取得の際のお話を聞かせていただきました！

入所児童に対し突然の「日本国籍喪失」の連絡。
弁護士さんと協力して再取得をした **4年10ヶ月**

役所から、「そちらのお子さんが住民票からの削除・日本国籍喪失となりました。」と突然連絡がありました。国籍喪失の理由が、施設入所のきっかけとなった親だった為、不利益を被る当事者の子どもにどのタイミングで、誰が、どう説明するかを関係者内で何度も検討をしました。

「法的な部分を担ってくれる弁護士」「不利益な状況下でも施設生活を保障してくれる児童相談所」「子どもに関する資料を作成し、子どもの疑問や不安を聞き取り、弁護士さんや児童相談所と繋ぎ、時には代わって説明をする施設職員」

この三者が連携し、子どもを支えながら国籍再取得に取り組みました。取り組み中で、弁護士さんと現状や進捗状況、見通しについて何度も相談することができたため私たち職員も安心し、4年10ヶ月という長い時間、子どもを支えることができました。



Q.3 どこに相談すればいい？

A **ISSJ**までご連絡ください。

「この子どもの国籍はどうなっているのかな？」と疑問に思ったら、まずはご相談を。国籍取得には数年を要する場合があります。気づいたら早めにご相談ください。

無料相談窓口

ご希望や必要に応じて、無国籍の問題に詳しい弁護士と協力しながら子どもの国籍取得に向けた手続きをサポートします。

社会福祉法人
日本国際社会事業団

Email

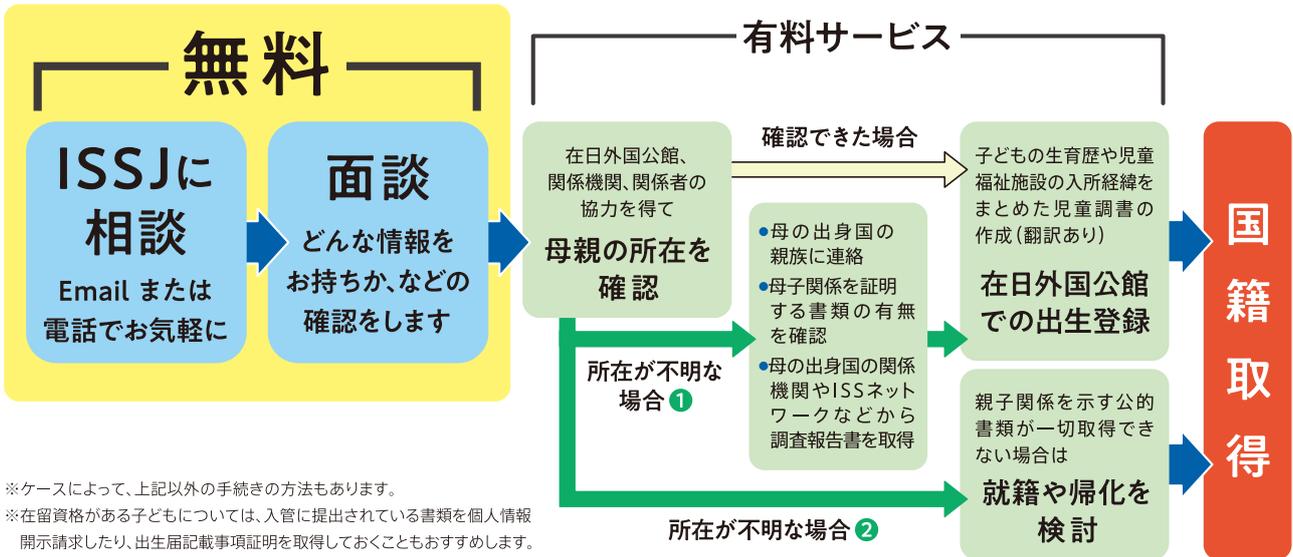
issj@issj.org

TEL

03-5840-5711

※ISSJから弁護士を紹介し、弁護士の責任で手続きを担う場合や、ISSJと弁護士が協働するなど、手続きの流れは様々です。

ご相談の流れの一例



〈参考文献〉『涉外戸籍のための各国法律と要件I~V』(日本加除出版株式会社、2017年)、無国籍研究会『日本における無国籍者一類型論的調査一』(UNHCR駐日事務所、2017年) 『外国につながる子どもと無国籍-児童養護施設への調査結果と具体的対応例』(石井春世子・小豆澤史絵、明石書店、2019年)



無国籍に関するさらに詳しい情報はホームページも参照ください。
<https://www.issj.org/statelessness>

